

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面:「パートナーズ FX 取引開始にあたっての確認書」

改訂日 :平成 31 年 4 月 13 日改訂

旧	新
<p><b>パートナーズ FXnano 取引開始にあたっての確認書</b></p> <p><u>私は、外国為替証拠金取引(パートナーズ FXnano)を行うに際し、貴社から提供された「パートナーズ FXnano 取引ガイド」、「パートナーズ FXnano 契約約款(FXnano 約款)」を熟読し、取引の特徴や仕組み等、取引に関する内容を十分に理解しましたので、御社に依拠することなく私の判断と責任において、自己の資産の範囲内で「パートナーズ FXnano」取引を行うことを確認します。</u></p> <p>パートナーズ FX 取引開始にあたっての確認書</p> <p>P.2</p> <p>2. 自動決済ルールについて</p> <p>【説明】</p> <p>当社では自動決済(自動ロスカット)制度を設けております。これはお客さまの損失の拡大を防ぎ、資産を守る為の仕組みです。当社が定める自動決済(自動ロスカット)は『一定間隔で行われる時価評価において、純資産額が建玉必要証拠金の 40%以下となったとき』に、お客さまの建玉を全て反対売買により決済するというものです。</p> <p>この仕組みにより、お預かりしているご資金以上のマイナスが発生することは、通常の市場環境下においては可能性が低いと考えられます。しかし、例えばニューヨーク市場のクローズ間際や週初のマーケットオープン直後、主要国の祝祭日、大きな為替変動を誘発させる突発的なニュースが流れたときなどは、レートが直前のレートから大きく乖離する、または短時間に大きく変動する場合があります。</p> <p>また、当社は相場急変等の事由によりインターバンク市場の実勢レートが安定的で無く、当社がカウンターパーティから適切且つ継続的にレートの配信を受ける事が出来ず、お客様に適切なレートの配信を提供できる状況に無いと判断した場合、レートの配信を一時停止し、注文の受付を停止させていただく場合があります。その後、インターバンク市場の状況が改善し、複数のカウンターパーティから配信されるレートが安定し、当社がお客様に適切なレートの配信を安定して継続的に提供できる状況であると判断した場合には、レートの配信・注文受付を再開します。</p> <p>その場合、<u>自動決済の執行が</u>自動決済の水準から乖離することがあり、その幅が大きいと投資資金を超える損失が発生する場合もございますので、十分ご注意ください。</p>	<p>(削除)</p> <p>パートナーズ FX 取引開始にあたっての確認書</p> <p>P.2</p> <p>2. 自動決済ルールについて</p> <p>【説明】</p> <p>当社では自動決済(自動ロスカット)制度を設けております。これはお客さまの損失の拡大を防ぎ、資産を守る為の仕組みです。当社が定める自動決済(自動ロスカット)は『一定間隔で行われる時価評価において、純資産額が建玉必要証拠金の 40%以下となったとき』に、お客さまの建玉を全て反対売買により決済するというものです。</p> <p>この仕組みにより、お預かりしているご資金以上のマイナスが発生することは、通常の市場環境下においては可能性が低いと考えられます。しかし、例えばニューヨーク市場のクローズ間際や週初のマーケットオープン直後、主要国の祝祭日、大きな為替変動を誘発させる突発的なニュースが流れたときなどは、レートが直前のレートから大きく乖離する、または短時間に大きく変動する場合があります。</p> <p>また、当社は相場急変等の事由によりインターバンク市場の実勢レートが安定的で無く、<u>(追記) カウンターパーティがレート配信を停止し、または異常レートを配信する等</u>、当社がカウンターパーティから適切且つ継続的にレートの配信を受ける事が出来ず、お客様に適切なレートの配信を提供できる状況に無いと判断した場合、レートの配信を一時停止し、注文の受付を停止させていただく場合があります。その後、インターバンク市場の状況が改善し、複数のカウンターパーティから配信されるレートが安定し、当社がお客様に適切なレートの配信を安定して継続的に提供できる状況であると判断した場合には、レートの配信・注文受付を再開します。</p>

<p>P.6</p> <p><b>8. 外国為替証拠金取引の利益に対する税金に関しまして</b></p> <p>パートナーズ FX で発生した益金（為替差益・スワップポイント）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>※詳しくは、管轄の税務署に照会するか又は国税庁タックスアンサー  <a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm">（http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm）</a> のウェブサイト参照ください。</p>	<p><b>（追記）</b> なお、レート配信停止からレートの配信・注文受付再開まで、数十秒から数分、相場状況によっては、更に長い時間を要する場合があります。</p> <p>その場合、<b>（削除）</b> 自動決済の水準 <b>（追記）</b> <u>（純資産額が建玉必要証拠金の 40%となる水準）から乖離した水準で自動決済が執行される</u> ことがあり、その幅が大きいと投資資金を超える損失が発生する場合もございますので、十分ご注意ください。</p> <p>P.6</p> <p><b>8. 外国為替証拠金取引の利益に対する税金に関しまして</b></p> <p>パートナーズ FX で発生した益金（為替差益・スワップポイント）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年 <b>（追記）</b> <b>（令和 19 年）</b> まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>※詳しくは、管轄の税務署に照会するか又は国税庁タックスアンサー  <a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm">（http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm）</a> のウェブサイト参照ください。</p>
---	---

以上